

バリアフリーに関するサイン・シンボルマーク

色々な場所に目を向けて、これらのサインやマークを表示しているところを見つけてみましょう。

障害者のための国際シンボルマーク

くるまいす
車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。



ベビーカーマーク

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備をあらわしています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。



オストメイトマーク

オストメイト(人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響装置付信号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。



耳マーク

聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。



ハート・プラスマーク

身体内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいので、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするように東京都福祉保健局が作成したマークです。



運転者車両標識

障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するときに車に表示するマークです。



●身体障害者標識



●聴覚障害者標識



●高齢運転者標識

＜ご覧になった方へ＞

「もっとこういう冊子に」「もっとこういう情報が欲しい」などのご要望・ご意見がありましたらご連絡ください。
スパイラルアップ(継続的改善)の観点から、適時この冊子を見直し、みな様の声でよりよいものにしていきたいと考えております。

障害ってどこにあるの？
こころと社会のバリアフリーハンドブック



本ハンドブックのポイント



障害のある人は決して特別な存在ではありません。障害があっても、高齢になっても、どんな立場でも、「安心して自由に生活をし続けたい」と願う気持ちはみんな同じです。誰もが暮らしやすい社会を実現するために、社会の一員として、これからの社会をつくっていく私たちから行動の輪を広げていきましょう。

● 障害やバリアの問題を自分のこととして捉えよう

障害のある人は社会全体から見ると少数と言えますが、誰もがその少数になる可能性を持っています。しかし、施設などの社会環境は、多数を占める人に合わせて作られていることが多いため、障害のある人など少数である人たちにとっては、不便さや困難さといったバリアを生むことがあります。このような少数である人たちにとっての社会にある「困りごと」に気づき、社会の一員として、自分のこととして捉えていく視点を養いましょう。

- 社会の中に困っている人がいることに気づく (※ 2ページ)
- 障害の社会モデルの考え方を理解し、障害のある人が生活を営む上で妨げとなるバリアは、一人ひとりの行動で取り除いていくことができることを理解する (※ 3～4ページ)

● 違いを尊重し、相手の身になって考えよう

具体的にさまざまなバリアによってどんなことに困っているのかを知ることで、お互いの違いを尊重し、共によりよい社会をつくっていくことを考えていきましょう。

- 自分にとってのバリアを考えることで、障害の社会モデルの理解を深め、バリアの問題を自分のこととして捉える (※ 5～6ページ)
- 種類も程度もさまざまあるという心身機能の障害の理解を前提として、障害のある人が直面しているバリアを具体的に考える (※ 7～8ページ)

● 自分ができる具体的な行動について考えよう

相手の身になって考えられる知識や考え方を身に付けたら、次は具体的な行動をどう起こしたらよいのかを考えましょう。バリアを取り除くのは、施設などを整備することだけではなく、みなさん一人ひとりの行動で解決できることもあるのです。

- 身の回りのバリアフリー設備やその工夫を学び、誰のために設置されているのかを理解し、自分にできる配慮を考える (※ 9～14ページ)
- 自分のこととして「こころのバリアフリー」を捉え、行動できるようになる (※ 15～20ページ)

参考

- 障害の社会モデルの考え方について (※ 21～22ページ)
- バリアフリーに関するサイン・シンボルマークを学ぶ (※ 23ページ)

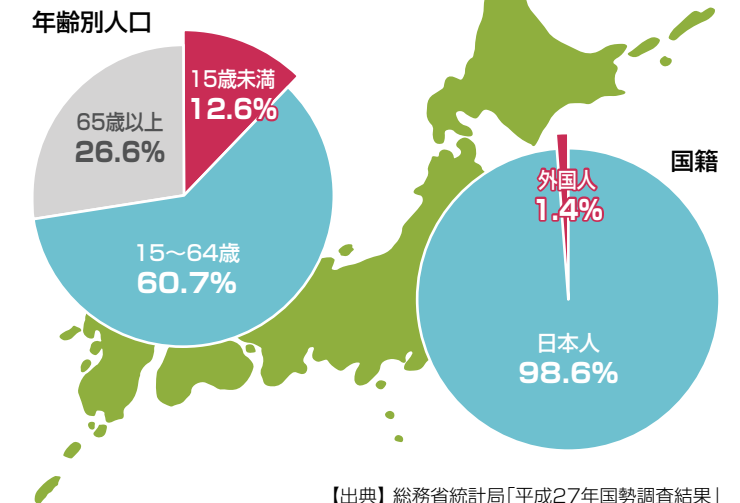
社会には多様な人々がいますが、多数を占める人たちのための社会になっていませんか？

人は多様で、違いがある

みなさんのクラスメイトの中にも、科目の得意不得意、食べ物の好き嫌いなどがあるように、人は多様で、色々な違いがあります。

みなさんが住んでいる地域にも、年齢、国籍、仕事、受けている教育、宗教、結婚、貧富、利用できる通信、メディアなど「違い」は多様な分野にわたり、さまざまな人が暮らしています。

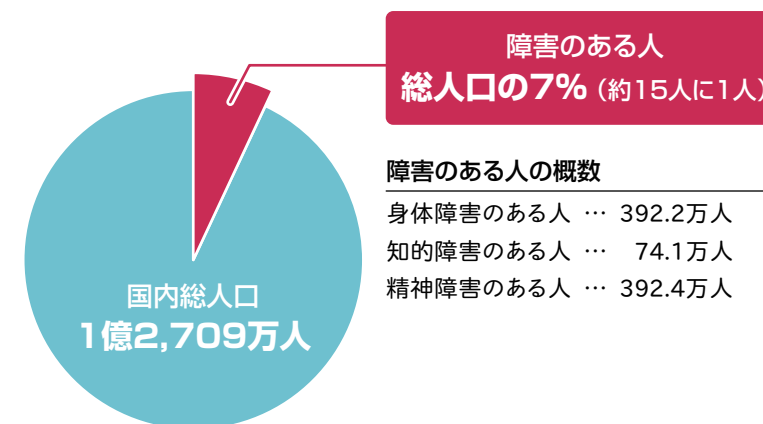
日本の総人口における割合



多数を占める人のための社会になっている？

例えば、左利きの人は100人に11人とされています。総人口から見ると、「少数」と言えます。反対に、右利きは「多数」と言えるでしょう。左利きの人にとっては、多数である右利きに合わせた環境の中で 困りごとが生じている場合があります。

では、障害のある人はどうでしょうか。障害のある人も、総人口から見ると「少数」と言えます。「平成29年版障害者白書」によると、身体障害・精神障害・知的障害のある人は、総人口のわずか7%*となっています。このように障害のない人が多数を占めており、これまでは障害のない人に合わせた社会がつくられてきました。そのため、障害のある人にとっては生活しにくい環境があり、困りごとを生む「バリア」が存在しています。



【出典】障害者数は「平成29年版障害者白書」より
国内総人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査結果」より
ここでは、身体障害、知的障害、精神障害の3区分の統計から割合を算出しています。

*「障害者基本法」では、障害者は、『身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)*その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)*がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者』とされていますが、左図では、精神障害のある人(392.4万人)の中に、発達障害のある人は含まれていません。他にも3区分に入らない人がいます。また、複数の障害を併せ持つ人もいます。

バリアを考える上で重要な視点となる「社会モデル」を理解しよう

この問題をあなたはどのように解決しますか？

Aさんは言葉が聞こえにくい状態です。Aさんが小さいとき、話しかけられても会話が難しいことにお母さんが気づき、生まれつき言葉が聞こえにくい難聴であることがわかりました。Aさんは、音は聞こえるけれど、何を言っているか言葉の内容が聞き取れないことが多くあります。いま、Aさんは中学生になり、学校で勉強しています。

Aさんは高校入試に向け、模擬試験を受けに行くことになりました。英語のテストでリスニング試験がありましたが、スピーカーから音声流されるテストでは聞き取りづらく困ってしまったことを言い出せず、全てを聞き取ることができませんでした。

この問題をどのように理解し、解決すればよいのでしょうか。



あなたはAさんが困っているのはなぜだと思いますか。「音声流れているのに耳が聞こえにくいから」「耳に障害があるから」という答えが思いつくかもしれません。

しかしこの答えでは、Aさんの「困りごと」を解決するためには、Aさん自身がリハビリ（聴覚訓練）等により「少しでも聞こえるようにする」しかないように思えます。

Aさんが聞こえにくい（全く聞こえないも含む）状態を治療する方法は今のところ難しく、周囲に雑音が多いところでは、音声や人の話を上手に聞き取れないか全然聞こえないため、内容を理解できません。それではどうしたらよいのでしょうか。

そんなときには、本人と相談のうえ、スピーカーの近くに席を移動する、イヤホンを使用して別室で受験する、テロップにして問題を視覚的に流すなど、環境や人が困りごとを解決するという方法があるのです。

医学モデル

障害は、障害のある人自身の中に生じた**個人的な問題**として捉える考え方を「医学モデル」と言います。

この場合、障害のある人が社会参加をするためには、自らの努力によって治療や訓練をして、社会に適応できるように、自身の中にある「障害」を克服することが求められます。

人によっては、治療や訓練など、自身が努力して解決していくことができる場合もありますが、Aさんのように治療する方法がなく、**努力しても解決することが難しい人もいます**。自身の努力で何かができるようになることは大切なことなのですが、全ての障害のある人に求める考え方ではありません。

医学モデルの考え方

障害は個人の心身機能の障害によるもの

「耳が聞こえないから」
「耳に障害があるから」

Aさん自身が努力しても
解決できない問題

障害の社会モデルとは

重要

『障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である』

社会モデル

障害は、多様な人が社会にいるということを考慮せず、多数を占める人に合わせて社会環境が作られた結果生み出された、少数である心身機能の障害のある人にとってのさまざまな障壁によって生ずるものであり、これを**社会全体の問題**として捉え、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方を「障害の社会モデル」と言います。

この場合、「スピーカーから流される音声聞き取りづらい」環境が作られていることに問題があるため、この障壁を取り除き、困りごとを生まない環境を作っていくことが社会の責任です。スピーカーの近くに席を移動できることをあらかじめ伝えておく、聞こえづらい人は席を移動できるルールを作っておく、イヤホンを使用して別室で受験できる準備をしておくなど、障壁を生まない環境づくりが求められます。

この「社会モデル」の考え方は、法律でも位置付けられており（21頁を参照）、差別のない、誰もが生き生きと暮らしていくことのできる社会をつくるうえで基本となる考え方です。

社会モデルの考え方

障害は、社会に多様な人がいることを考えずに作り出された社会的障壁によって生み出されるもの

「スピーカーの近くに席を移動できる」
「イヤホンを使用して別室で受験できる」

周りの人の行動や、
環境の整備で**解決できる！**

「バリア」ってなに？ 身近にあるバリアについて考えてみよう

バリアってなに？

前ページで学んだ『障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である』という社会モデルの考え方からすると、「バリア」は、生活しにくい環境を作っている『**社会にある障壁**』、即ち困りごとを生んでいる原因であると言えます。

例えば、車椅子使用者にとって、階段や段差はバリアになって「移動できない」という困りごとを生んでいます。

こうしたバリアは障害のある人だけでなく、外国人、ベビーカー使用者など「少数」だから環境が配慮されていないという場合にも作られてしまっています。



● 自分にとっての「バリア」を考えてみよう！

あなたも、他人とは違うところがあって、学校環境にあるバリアを感じ、困っていることがありますか。「バリア」を身近に考えるために、自分のことを例に、バリアとそれによって生まれている困りごとを挙げてみましょう。

個人ワーク手順

① 自分が持っている「他人とは違うところ」を挙げてみる

自分が持っている「他人とは違うところ」で、やりたいことができないと感じる自分の特徴を挙げてみよう。

② 自分にとっての「バリア」は何かを考える

他人と違うところがあるために「バリア」に感じていること、それによって生まれている困りごとを整理しよう。

③ なぜ、その「バリア」ができてしまったのかを考える

自分が感じているバリアは、何が原因でできてしまったのかを具体的に考えよう。原因は、「社会モデル」の考え方を当てはめて、学校や社会の環境の中から見つけてみよう。

ワークシート

① 他人とは違うところ、やりたいことができないと感じる自分の特徴

② 自分にとってのバリアは何か？

A. 「バリア」に感じていること

B. バリアによって生まれている困りごと

③ なぜそんなバリアがあるのか？

「学校や社会の環境」の中に、バリアを創っている原因を見つけてみよう！

社会環境の中にあるバリア

～ 下のイラストは、それぞれどのような状況でしょうか？ ～



障害のある人が直面している「バリア」を知り、自分はなにができるか考えよう

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

こんなバリアがあります

- 路上の放置自転車、狭い通路、急勾配の通路、ホームと電車の隙間や段差、建物までの段差、すべりやすい床、座ったままでは届かない位置にある物など。

具体例

- 建物の出入口に階段しかないと、車椅子使用者にとっては、建物に入るのが困難。
- 低い位置にある看板などの突起物は、白杖では確認できないため危険。
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷かれていない通路は、視覚に障害のある人にとっては、移動が困難。

制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

こんなバリアがあります

- 学校入試、就職や資格試験などにおいて、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど。

具体例

- 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。
- 資格試験にあたり点字受験を求めたが、前例がないことを理由に断られた。

4つのバリア

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのことを言います。

こんなバリアがあります

- 視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤、音声のみによるアナウンス。
- 点字・手話通訳のない講演会。
- わかりにくい、難しい言葉など。

具体例

- さまざまな窓口で音声によるやり取りの場面は多いが、聞こえない人や聞き取る力が弱い人はコミュニケーションができない。
- 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのことを言います。障害に対する誤った認識から生まれます。

こんなバリアがあります

- 精神障害のある人は何をするかわからないから怖い存在とする偏見や犯罪と結びつける発想。
- 理解せずにかわいそうな存在だと決めつけたり、障害のある人に対する高圧的な態度など。

具体例

- 盲導犬を使用しているため、店舗への入店を断られたことがある。
- 呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベについて周囲の人から「邪魔だ」などと奇異な目で見られた経験から、外出が怖くなった。
- 周囲の人の心ない言葉に傷ついたり、差別や偏見が不安で障害について話せない。

心身機能の障害について理解しよう

心身機能の障害はその種類、その程度によってさまざまです。同じ人でも周囲の環境や体調によって異なるため、全てを明確に分類するのは困難です。以下では主な心身機能の障害を紹介します。もっと学びたい人は、本やインターネットを活用して調べたり、障害のある人との交流会に参加して話を聞いてみましょう。

視覚に 障害のある人

全く見えない（全盲）、光が感じられる（光覚）、メガネなどで矯正しても視力が弱い（弱視）、見える範囲が狭い（視野狭さく）、色の見え方が異なる（色覚異常）などさまざまです。音声情報や触覚情報で伝える必要があります。

聴覚に 障害のある人

全く聞こえない人（ろう者）、聞こえにくい人（難聴者）など、聞こえ方には個人差があり、外見からはわかりにくい。声を出して話すことが難しい人もいます。さまざまなコミュニケーション方法（手話、筆談など）があります。

肢体に 障害のある人

まひなどで、手や足など身体のとどこかが動かない、あるいは動かしにくい状態にある人がいます。身体に力が入らなかったり、自分の意思とは関係なく動いてしまったりと、さまざまな状態があります。車椅子や杖などを使用することがあります。

身体の内部に 障害のある人

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓や免疫機能など、身体の内部に障害があり、外見からはわかりにくい。一般的に疲れやすかったり、長時間立っていることが難しかったり、頻繁にトイレに行く必要がある人などがいます。

知的 障害のある人

知的機能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れていて、おおむね18歳までに障害の判断を確定します。未経験なことが苦手だったり、複雑な事柄の理解や判断、社会生活の適応に困難さがあったりします。自分の考えや気持ちの表現（コミュニケーション）に困難さのある人もいるなど、大きな個人差があります。

発達 障害のある人

生まれつき言語の発達の遅れや、不注意・多動性・衝動性、読み書きや計算が苦手、感覚が過敏であったりなど、症状はさまざまです。社会生活や日常生活に支障が生じていることが多くあります。反対に優れた能力が発揮されている場合もあります。

精神 障害のある人

ストレスなど生活環境の変化により発症するなど、誰もがなる可能性のある脳機能障害です。薬や病気の影響で思考に時間がかかることがあります。生活環境の状況によって病状が変動しやすいため、周囲の人の理解やサポートが支えになります。バギー型車椅子（子供用車椅子）を使用することがあります。

●「バリア」と「心身機能の障害」を社会モデルで考えてみよう！

ワークシート

障害のある人が直面しているバリアは、左の例の他にどのようなものがありますか。
どのような心身機能の障害のある人が、今の社会ではどのようなバリアに直面しているか具体的に挙げてみましょう。また、それはどうしたら解決できるか考えてみましょう。

① 今の社会に存在する
具体的なバリア

② 解決策



駅や公共交通

にある バリアフリーの工夫

まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ①

駅や公共交通では、さまざまな施設があるため、障害のある人が使いやすいよう、さまざまな工夫がされています。ここに挙げられている以外にも色々な工夫があるので、探してみてください。



上下移動のバリアフリー

■ 階段

手すりの高さや形、段の端(段鼻)がわかりやすいよう色がつけられているなどの工夫がされています。📷 ①

■ エレベーター

ボタンを大きくし、表示を大きな文字にしていたり📷 ②、車椅子使用者が利用しやすいよう、ボタンの位置が低くなっていたり、方向を変えずに後ろの出入口の様子を確認できるように鏡をつけるなど📷 ③の工夫がされています。

■ エスカレーター

注意を促す音声や、上り・下りがわかるような表示📷 ④、階段と同様に段の鼻(段鼻)がわかりやすいよう色がつけられている、動きの速いもの・遅いものに分けているなどの工夫がされています。



視覚に障害のある人などに配慮されたエレベーターのボタン 2



聴覚に障害のある人のための非常ボタン 2



車椅子使用者に配慮したエレベーター 3

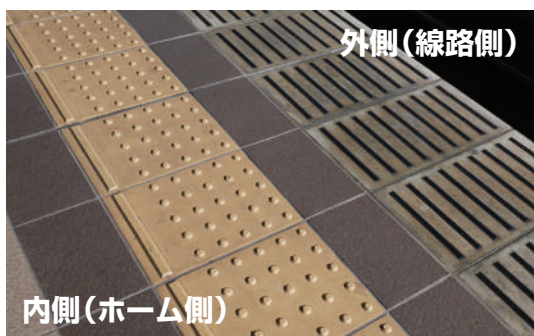


運転方向がわかりやすいエスカレーター 4

ホーム上での移動のバリアフリー

■ 点状ブロック

ホームの端につけられている点状ブロックは、線路への転落を避けるために、ホーム側に内方線をつけるなどの工夫がされています。📷 ⑤



内側(ホーム側) 内方線つき点状ブロック 5

内方線とは

従来の点状ブロックでは、ホームの内側と外側が区別できなかったため、内側に線状の突起(内方線)をつけ、内側であることがわかるようにしています。

■ ホームドア

ホームの端にドアを設置し、電車のドアと同時に開閉するようにして、線路への転落を防ぐ工夫がされています。📷 ⑥

考えよう! 「私たちができる行動」

- ✓ 視覚に障害のある人は、狭いホーム上で人にぶつかったときに方向がわからなくなるなど、常に転落の危険にさらされています。困っている人がいたら、「何かお困りでしょうか」と声をかけましょう。何かが起こるかもしれないため、関心を向けておくことが大切です。
- ✓ 「歩きスマホ」は、障害のある人に気づかず、ぶつかってしまうなど大きな危険につながります。

情報取得のバリアフリー

■ 情報表示装置

多くの駅では、電車の発車時刻、行先、番線などを表示する情報表示装置が設置されています。電車が遅れている場合には、遅延に関する情報も表示します。また、色使いをわかりやすくしたりするなど、目からの情報を得やすくする工夫がされています。📷 ⑦

カラーユニバーサルデザインとは

色覚に障害(色の区別がつきにくい)のある人に対し、見分けがしやすくなるよう色の使い方や明度差に配慮したデザインのことで、色の区別がつきにくい人に配慮することによって、そうでない人にとっても一層わかりやすく、正確に情報を伝えることができるデザインとなります。

■ 案内サイン

エレベーターやトイレなどの設備の位置を案内する案内サインは、各所に設置され情報を提供しています。文字がわからない人のために、図記号(ピクトグラム)で表示するなどの工夫がされています。📷 ⑧

■ 音声・音響案内

改札口やトイレなどには、場所やその配置を知らせるために音声・音響案内装置が設置されています。改札口であることを知らせる「ピン・ポーン」という音や、トイレの前では「右が男子用トイレ、左が女子用トイレ…」など、視覚に障害のある人に配置を知らせる工夫がされています。

■ 点字表示

電車内のドアに表示された号車案内や券売機の運賃表を点字表示にするなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。📷 ⑨

考えよう! 「私たちができる行動」

- ✓ 表示を見ていても、わからない様子が見られたら、正面または横から「何かお困りでしょうか」と声をかけてみましょう。
- ✓ 駅などは雑音が多い場所です。音声情報を頼りにしている人もいますので、うるさくしないことが必要です。
- ✓ 緊急な事態が起こったら、駅係員や周辺の人に応援を頼みましょう。



ホームドア 6



情報表示装置 7

色の区別が難しい人のためにカラーユニバーサルデザインというバリアフリーがあるよ



図記号で表示された案内看板 8



点字表示 9

まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ②

設備利用のバリアフリー

■ 券売機

設置する高さや券売機下にくぼみをつけるなど、車椅子使用者に対する工夫がされています。📷 10 音声ガイドに従って、数字ボタンで購入金額を入力できるなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。📷 11



券売機のくぼみ



10



券売機の数字ボタン

11

■ 多様なニーズに合わせたトイレの設備

車椅子使用者が回転できるスペース 📷 12、ベビーベッドやベビーチェアの設置 📷 13、オストメイトが利用できる設備 📷 14 などさまざまな機能がつけられたトイレがあります。近年、多機能トイレの利用の集中を軽減するため、機能を分散化しているトイレもあります。一般トイレを利用できる人は、できるだけ一般トイレを使いましょう。



回転用のスペースが確保されたトイレ

12



ベビーベッド、ベビーチェア

13



オストメイト用設備

14

📷 オストメイトとは

さまざまな病気や障害、事故などが原因で、腹部に手術でつくられた便や尿の出口（人工こうもん・ぼうこう）をストーマといい、それを持っている人のことをオストメイトといいます。オストメイトは排泄物を我慢することができないため、腹部にパウチ（専用の袋）を貼っています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに洗浄する必要があるため、専用の設備が必要です。

車両内でのバリアフリー

■ 優先席

高齢者、病気や怪我をした人、障害のある人、妊娠中や子供連れの人が優先的に利用できるように設けられた座席です。📷 15 入り口に近い位置に確保されていたり、つり革が低い位置に設置されていたりします。優先席は、こうした人たちにゆずりましょう。

■ 車椅子スペース

車内に車椅子のまま乗車できるよう、スペースを確保する工夫がされています。幅75cm以上、長さ130cm以上のスペースを確保することが決められています。また、ベビーカーを利用する人が安心して利用できるように、ベビーカーマークも合わせて表示しています。📷 16



優先席

15



車椅子スペース

16

■ スロープ板

ホームと電車の隙間や段差を解消するため、スロープ板を設置して車椅子使用者の支援をしています。バスの車両にもスロープ板が設置されています。📷 17



バス乗降時のスロープ板

17

■ 乗降口

バスの乗降時には、エアサスペンションの空気を調節し、車高を下げて歩道側との段差をできるだけなくすことで、誰でも乗降しやすいよう工夫がされています。📷 18



ニーリング(車高調整装置)付きバス

18

■ つり革・手すり

誰もがつり革や手すりにつかりやすいよう、高さや形状の工夫がされています。📷 19 また、つり革や手すりを目立つ色にし、優先席の範囲をわかりやすくしている場合もあります。📷 20



多様な利用者に配慮したつり革

19



目立つ色のつり革で優先席付近の範囲を明確化

20

■ 案内表示

ドアの上などの見やすい位置に、運行に関する情報（次の停車駅、行き先など）をわかりやすく表示しています。📷 21 電車が遅れている場合には、遅延に関する情報も表示します。



案内表示(電車内)

21



案内表示(バス車内)



21

■ 音声案内

車内では、音声で運行に関する情報を提供しています。ドアが開くときにチャイムを鳴らすなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。また、併せてランプを点滅させ、ドアの開閉を表示するなど、聴覚に障害のある人に対する工夫もされています。📷 22



電車のドアの開閉時の音声案内とランプの点滅

22

考えよう! 「私たちができる行動」

- ✓ 優先席でなくても、立っていることが困難な人を見かけたら、寝たふりなどをしないで、席をゆずりましょう。
- ✓ 緊急放送などが流れて、わからずに困っている人を見かけたら、どんな放送があったのかを説明しましょう。聴覚に障害のある人の場合は、身振り・手振り・筆談などで対応しましょう。
- ✓ ベビーカーでの乗降など、乗り降りに困っている人を見かけたら、「持ちましょうか?」と声をかけ、乗降を手伝いましょう。

まちなか

にある バリアフリーの工夫

まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ③

さまざまな人が暮らしているまちなかにも、障害のある人が使いやすいような工夫がされています。ここに挙げられている以外にも色々な工夫があるので、探してみてください。

店舗や施設でのバリアフリー

■ 通路

肢体に障害のある人や、ベビーカー利用者などが使いやすいよう、通路の幅を確保し、また段差をなくすなどの工夫がされています。📷 23



建物出入口のスロープ ①

23

■ 出入口

段差を越えたり、引き戸や押し戸を開けることが難しい人のため、スロープや自動ドアなどが設置されていたり、車椅子使用者などが使いやすいよう、十分な幅を持った出入口としたりするなどの工夫がされています。📷 24



建物出入口のスロープ ②

24

■ コミュニケーション支援

設備だけではバリアを取り除くことが難しい場合、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、商品を取る手助け、商品の説明をする、筆談などで説明をする 📷 25 などの工夫がされています。また、聴覚や知的、発達障害のある人に対しては、絵を指差して意思を伝えることができるようにするなどの工夫がされている場合もあります。📷 26



筆談器

25



コミュニケーション支援ボード

26

道路でのバリアフリー

■ 歩道

駅から公共施設までの経路や、交差点などに線状ブロック・点状ブロックを設置して、視覚に障害のある人に対するガイドとなっています。📷 27



バス停までの経路を誘導する線状ブロック・点状ブロック

27

■ 横断歩道

視覚に障害のある人が安心して横断歩道を渡れるように、横断歩道上に道路横断帯(エスコートゾーン)を敷設しています。📷 28
また、信号機の色が変わることを音声で知らせる、青の時間を延長できる機能をつけるなどの工夫がされています。📷 29



エスコートゾーン

28



信号機(音声スピーカー)

29



信号機(ボタン)

29

■ 駐車場

車椅子使用者が乗降することを考え、左右の幅が広く、また施設の入り口に近い場所に障害者等用の駐車スペースを設置するなどの工夫がされています。📷 30

障害のない人が駐車することにより、障害のある人が駐車できない問題が発生しており、配慮が必要です。



障害者等用の駐車スペース

30

考えよう! 「私たちができる行動」

- ☑ 点状ブロック・線状ブロックは、上に物が置かれていてはその役割を果たせません。自転車を点状ブロック・線状ブロックの上に止めたり、何か物を置いたりすることはやめましょう。また、置いてあったら、通行の邪魔にならない場所などに移動させることも大切です。
- ☑ 障害のある人や高齢者などが、信号が青のうちに渡れないなどの状況を見かけたら、周囲に注意し、車に止まってもらうように促しましょう。安全には十分注意してください。

「こころのバリアフリー」を考えよう

バリアは、設備を整備しただけでは解消できません。
社会の一員であるみなさん一人ひとりが、
「その人の立場になって行動を起こす」ことで、
バリアフリーは進められ、
差別や偏見のない社会をつくることができるのです。



バリアを感じている人の
身になって考え、
行動してみましょう



無関心はやめましょう

設備などを整備することによりバリアを取り除いている工夫について紹介してきましたが、それだけでは解決しないバリアもあります。

それは、普段私たちが何気なく行っている行動や発言、また誤解や偏見など、関係性が作り出す「意識上のバリア」です。また、無関心によってバリアを作ったり、バリアを見過ごしたりすることは、困っている人の人権を無視していることにつながりかねません。無関心はやめましょう。

「障害者差別解消法」など、法律によって、障害のある人の人権は守られています。差別という見えないバリアは決して作ってはいけないものです。



みなさんも、体調が悪いとき、物事がうまくいかないときなど、障害のある人と同様の「困りごと」を感じませんでしたか。

具体的には、電車の中で具合が悪くて立っていられないときに、『席をゆずってもらえたらな』と思ったことがあると思います。しかし、なかなか言い出せなかったのではないですか。

障害のある人も同じで、なかなか言い出せずにいます。みなさんが、困りごとを抱えている人の身になって考えると、席に座ってもらう、具体的な困りごとについて聞くなど、行動を起こせるのではないのでしょうか。

人が作っているバリア

また、人が作ってしまっているバリアもあります。それは、自分たちがまちで暮らし、行動しているなかでの何気ない行動が、誰かのバリアになってしまっているということです。それは、障害のある人や困っている人に対し「障害」を作っているかもしれません。

エレベーターは楽だけど・・・



車椅子使用者はエレベーター以外の移動手段がなく、またベビーカー使用者など優先すべき人がいます。このような人があるときにはそれらの人の利用を優先し、必要に応じて周りにも声をかけましょう。

点状ブロック・線状ブロックの上にかばんが・・・



点状ブロック・線状ブロックは、視覚に障害のある人が移動する際にとても重要なものです。しかし、その上にかばんや荷物などを置いてしまうことで、使う人にとってのバリアとなってしまいます。特に駅のホーム上では転落など大きな事故につながりかねません。絶対にやめましょう。

● こころのバリアフリーを実践しよう！

コミュニケーションをとろう！

障害のある・なしに関わらず、お互いの理解を深め、
コミュニケーションをとることが「こころのバリアフリー」の実践です。

- 多様なことに「バリア」を感じている人がいるということを理解し、その人の立場になって行動ができる人になる。
- 多様な人々が、ともに生きていく社会をつくるための「障害の社会モデル」（障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である）の視点を持つ。
- バリアを感じている人のために自分は何ができるかを考え、またコミュニケーションをとってバリアを取り除くことを実践する。

困っている人を見かけたら、声をかけてみよう!

社会環境に「バリア」があることによって、困っている人がいます。まちなかや駅、学校など、さまざまな場所で、バリアに困っている人を見かけたら、あなたはどのようにしますか。自分が困っている人の立場になって想像すると、何をしたらよいでしょうか。

バリアによる困りごとはさまざまです。自分はどんなことができるのかを考え、またわからない場合にはどうすればよいのかを「聞く」ということが重要です。困っている様子がわかったら、困りごとに応じて声をかけてみましょう。

困っている人を見かけたら、あなたは何と声をかけますか？



「○○しましょうか?」

困っていることがわかり、自分が何をすればよいかが察知できたら、「私が○○しましょうか?」などと声をかけてみましょう。具体的な提案をすると、わかりやすいでしょう。

ポイント

- ・遠慮せずに声をかけましょう。付添い者や介助者でなく本人に声をかけましょう。
- ・見ることが困難な人には、正面または横から声をかけましょう。
- ・聞くことが困難であることがわかった場合には、文字や絵を書いたりして伝えてみましょう。

わからなければ、何ができるか「聞く」

困ってそうだけれど、何に困っているのかはわからない、またどんなことをすべきかがわからないという場合もあります。そのような場合には、「何かお困りでしょうか?」「私ができることがありますか?」などと「聞いて」みましょう。

ポイント

- ・困っていてサポートが必要な場合には、具体的にその内容や方法を聞きましょう。
- ・相手の気持ちを尊重し、言われたこと以外はしないようにしましょう。

見ることに困難を感じている人に対しては・・・

- ・急に手を引いたりするなどびっくりさせるのは危険です。正面か横から「何かお困りでしょうか?」などと声をかけましょう。
- ・サポートをするときには、「これ」、「それ」などのあいまいな説明ではなく、「あと5メートルほです」など、具体的に説明しましょう。

聞くことに困難を感じている人に対しては・・・

- ・声をかけても反応がない場合は、「無視している」などと思ったりせず、ゆっくりと口を開いて話しかけましょう。口の動きを見てわかる人もいます。
- ・わからない場合には、紙に書くなどでコミュニケーションがとれます。

動くことに困難を感じている人に対しては・・・

- ・どんな移動を望んでいるかを確認して、エレベーターに誘導したり、荷物を代わりに持ったりしましょう。

伝える・理解することに困難を感じている人に対しては・・・

- ・ゆっくり、やさしい口調で声をかけ、様子を見てから「何に困っているか」を具体的に聞きます。リラックスさせることが重要です。

声をかける、聞いてみることから、コミュニケーションが始まります。多様な人々とのつながりを広げていくためにも、コミュニケーションを積極的に行っていくことが重要です。

どんなコミュニケーションが必要でしょうか？

駅で

公共交通機関では、さまざまなバリアフリー設備が整備されていますが、多様な人々がお互いに快適に、便利に、自由に使うためには、適切な配慮が望まれています。どんなことを望んでいるのか、さまざまな障害のある人の声を聞いてみましょう。そして、多様な人があることを理解した上でコミュニケーションを積極的に行いましょう。

きっぷを買うのに、機械の操作が難しくてわからなかったり、小銭を入れることが難しかったりして困ってしまうことがあります。そんなときには、具体的に「きっぷを買うのですか？どこの駅まで行くのですか？」と聞いてもらえると助かります。



白杖を使って点状ブロック・線状ブロックをたどりながら、駅の中を歩いています。ブロックの上に立たれてしまうと、歩くことができません。また、立ち止まったり、様子をうかがったりしているのを見かけたときには、正面または横から声をかけてもらえると助かります。

駅のエレベーターは便利な場所に設置されるようになりましたが、その分、色々な人が使って混んでしまうようになりました。ベビーカーで利用していますが、エスカレーターや階段では乗せている子供にとって危険なため、エレベーターを優先して利用させてほしいです。



通勤に電車を利用していますが、混雑しているときには車椅子での乗降は時間がかかるし、スペースが必要なために、周りの人に嫌な顔をされることがあります。しかし、私も会社に遅れる訳にはいきません。みなさんと同じように通勤していることを理解してもらいたいです。

まちで

まちに出ると、道路を歩く、お店に入るなど色々な場面がありますが、各場面でも困りごととは違うため、必要な配慮もさまざまです。どんなことを望んでいるのか、さまざまな障害のある人の声を聞いてみましょう。そして、多様な人があることを理解した上でコミュニケーションを積極的に行いましょう。



見ることが不自由なため、初めて行った場所で困っていたら、声をかけていただいたので行きたいお店までの誘導をお願いしました。誘導してもらっているときに、これから行くお店の情報や、周辺にはどんなお店があるのか、道路工事の予定などの情報や、周囲の風景などを教えてくれたので嬉しかったです。

買い物でお店に行っても、車椅子だと通路が狭く近くに寄れなかったり、上の棚の商品に手が届かなかったりします。上の棚にあるものは文字が小さいし、値段も確認できないので、読み上げたり、商品を取ってもらったりするとありがたいです。



レストランで、子どもが急にパニックになり奇声を上げて走り回ってしまいました。周囲の視線や心無い言葉で、その場にいるのがいたたまれなくなったときに、「大丈夫ですよ」「気にしないでいいですからね」と言ってくれたことが助かりました。

子供が姿勢を保てないので、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できる「バギー型」の車椅子を使用していますが、ベビーカーと間違えられて、必要な介助を受けられないことがあります。このような車椅子があることをもっと理解してもらいたいです。



盲導犬を使用していますが、盲導犬を連れて歩いているときに、「可愛い!」と言って犬に触ってくる人がいます。しかし、盲導犬は私が歩くことを助けるための仕事をしています。そういうときには、見守ってもらえると助かります。

「障害の社会モデル」の考え方は法律で定められています

障害の社会モデルの考え方は法律で位置付けられている

これまでは「医学モデル」の考え方でしたが、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」において、「障害の社会モデル」の考え方が示されました。2014年には日本でもこの条約を締結しています。法律で定められているということは、すなわち私たちの行動基準なのです。法律を守り、社会の一員としての自覚を持ちましょう。

この「社会モデル」の考え方は、バリアを考えていく上で、また、多様な人々がともに生きていく社会をつくっていくために重要な視点になりますので、忘れないでください。

障害の社会モデル

重要

『障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である』

障害者に関する主な法律の歩み

2006年	「障害者権利条約」が国連総会で採択
2011年	「障害者基本法」が改正
	▶障害者を「障害のあるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義しています
2012年	「障害者総合支援法」の成立
	▶地域における共生の実現に向けて、日常生活や社会生活に特化し、障害福祉サービスの充実を図ることを目的としています
2014年	「障害者権利条約」の締結
	▶障害者の尊厳と権利を保障
2016年	「障害者差別解消法」の施行
	▶差別・社会のバリア解消に特化

もっとバリアフリーについて学びたい人へ

障害者権利条約について

(外務省パンフレット「障害者権利条約」：条約ができるまで、締結、内容などについて詳しく解説しています)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

障害者差別解消法について

(内閣府ホームページ：法律の内容、その基本方針などについて詳しく解説しています)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者権利条約

2002年7月から国連総会での議論がスタートし、2006年12月13日、第61回国連総会で採択されました。25の項目と50箇条の条文からなっているこの条約は、「障害のない市民との平等の実現によって、差別や偏見をなくす」ことを目的としています。この中で「社会モデルの考え方」として、障害の考え方を心身機能の障害(例えば、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、内部障害など)だけでなく、障害をとりまく環境(バリア)との関係で、障害が重くも、軽くなるということが示されています。

障害者差別解消法

障害者権利条約の考え方を受けて、2016年に国内の法律として『障害者差別解消法』が制定されました。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的として作られており、障害のない人と違う扱いをすることを禁止する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

合理的配慮とは

障害のある人が困っているときに、その人に合ったやり方で困りごとを取り除くために、周りの人や社会などがすべき無理のない配慮を合理的配慮と言います。こうしたことが役所や会社、お店などに義務付けられており、私たち一人ひとりにも求められています。

(できないと判断する前に、どうすれば対応できるのかを考えることが重要です)

合理的配慮の例

- 車椅子使用者に対し、出入りしやすい場所へ机を配置したり、目線に合わせて掲示物を貼ること。
- 入学試験時に、試験用紙の点字対応、読み上げ機能などの使用の許可や別室受験への対応など、一緒に挑戦できる環境をつくること。
- プリントや掲示物を作成するときは、カラーユニバーサルデザインに基づき、色の区別が付きにくい人に対しても配慮すること。

交通分野のバリアフリーについて

(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団パンフレット「交通バリアフリーから共生社会を考えよう：交通分野のバリアフリーについて詳しく解説しています」
<http://www.bfed.jp/junior/download/index.html>

発達・知的・精神障害のある人とのコミュニケーションについて

(国土交通省パンフレット「コミュニケーションハンドブック」：発達・知的・精神障害のある人とのコミュニケーション方法について詳しく解説しています)
<http://www.mlit.go.jp/common/001132782.pdf>